

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷三十第

行發日一月二十年十正大

論叢

我所得稅と普遍の原則

法學博士 小川郷太郎

植民政策是非

文學博士 原勝郎

朝鮮の三開港場

文學博士 三浦周行

進歩か退歩か

法學博士 財部靜治

農業勞働問題

法學博士 河田嗣郎

時論

米國の排日問題

法學博士 末廣重雄

財産稅案に對する諸種の非難に答ふ

法學博士 神戸正雄

說苑

リッケルトの價値體系

文學博士 米田庄太郎

雜錄

マルクス主義に所謂過渡期

法學博士 河上肇

伯林最近の生活費

法學士 汐見三郎

附錄

本誌第十三卷總目錄

米國の排日問題

末廣重雄

(一)

今夏私が米國に旅行した目的の一は、日米間の懸案である排日問題の研究であつて、多少調査した所があるから、日本人（以下多くは日本移民を指す）入國問題と、加州を始め、米國の諸州に居住する日本人の待遇問題とにつきて、少しく陳述して見たい。

(二)

今を距る約十五年前に、日米間に紳士協約成り、之に依つて、我が政府が、米國行旅券の發給を取締り、労働者は、再渡航者、米國在住者の呼寄せる其の父母妻子、及び組合農夫以外の者を米國本土へ渡航せしめないことは、周知の事實である。

之に關して多少疑問がある。それは一九〇八年の米國移民總監の報告であつて、同報告に依れば、

.....The Japanese government shall issue passports to continental United States only to such of its subjects as are nonlaborers or are laborers, who, in coming to the continent, seek to resume a formerly acquired domicile, to join a parent, wife, or children residing therein.....

こゝあるが、其中の.....to join a parent, wife, or children residing therein.....は決して父母妻子の呼寄せを意味しない。之を文字通りに解すれば、畢竟再渡航を意味し、.....to resume a formerly acquired domicile を重視するから、従来上述の如く、在米日本人が其の父母妻子を呼寄せることゝ解釋し來つた。此の事は米國加州監督局報告の指摘する所である。

紳士協約締結後、我が政府は之を誠實に履行し來つた。然るところ、米國の排日派は、我が政府が協約に違背し之を厲行せないと稱して、激しい非難の聲を揚げる許りでなく、更に一步を進めて、米國政府が、協約に依り如何なる移民を入國せしむべきかの決定權を我が政府に與へたる事が、根本の誤であると考へ、協約を廢棄し、米國々法を以て日本人の入國を禁止せねばならぬと主張するのである。此の聲に應じて、米國政府は、先年我が政府に對し呼寄せの子の中より養子を除かんことを要求したから、我が政府は之を快諾したが、更に最近所謂寫眞花嫁の渡米禁止を懲慫し來つた。

抑も排日派は、寫眞結婚は日本人間に限るが如くに云ひ、斯かる結婚を行ふ日本人の道德の低級であることを惡罵するけれども、此の結婚は露西亞、伊太利、バルカン半島諸國より來る移民の間にも廣く行はれるから、若し之を善良なる風俗に反するものとするならば、獨り日本人

に對してのみならず、歐洲移民に對しても否認せねばならぬ筈である。然るに排日派が、日本人の寫眞結婚のみを問題とするのは何故であるか。惟ふに、是れは全く道德的見地より反對するのではなくして、單に日本人の娶加に反對せんか爲めに作り出した口實に過ぎないからであらう。然し、我が政府は日米親善の爲め米國政府の求むるが儘に、昨年三月以來寫眞花嫁の渡米を禁止することになつたから、今日新に渡米し得る者は、呼寄せの父母と、寫眞花嫁を除く妻と、實子とがあるのみである。而かも、父母と實子とは、今日實際極めて少數であるから、残るところは妻、重に在米日本人が歸國して結婚の上同行する妻あるのみである。

然る所、最近米國に於て、此種の妻も夫を助けて勞働し、勞働者の渡米を禁止する紳士協約を無意義にするから、其の渡米を禁止せねばならぬと論ずる者がある。妻が渡米後夫を助けて勞働することは、勞働者の渡米禁止の例外として、妻の呼寄せを認むる紳士協約の豫見する所で、今更之に反對するは理由のないことである。況んや加州丈にても、成年以上の男子にして獨身の者は三萬人に上り、之に對して、結婚年齢に達する米國生れの日本女子は數百に過ぎぬから、此等の男子が配偶者を求めるには、是非とも之を内地に於てせねばならぬ。斯かる事情の下に於て、妻の呼寄せを禁ずるは實に人道問題である。

昨年末モリス、幣原二大使間に、移民問題に關して交渉のあつた際、米國政府は紳士協約を

改正して、日本人勞働者の渡米を一層制限せんことを求めたさうである。其の要求中に妻の呼寄せ禁止があつたか否かは詳にせないが、少くとも養子及び寫眞花嫁の禁止を含み、之を協約中に規定することを求めたさうであるが、我が政府は現に之を實行しつゝあるけれども、明文にすることを拒み目下交渉中止となつてゐる。米國政府は、未だ米國國法を以て日本人の入國を取締らんとする所までには至らぬけれども、民論の嚮ふ所に従ひ、紳士協約の認むる日本人渡米禁止に對する除外例の範圍を漸次狭め、結局日本人に對して其の門戸を全く閉鎖せんと欲することは、疑を容るる餘地がない。

(三)

加州を「白色」にせんとする排日派の運動に對し、加州を「綠色」にせんとする(加州の農業發達の爲めには、日本人農業者を必要とする意味である)反對派の運動、其の功を奏せず、加州土地法改正案が、昨年十一月二日に行はれた加州人民の一般投票に依つて可決せられて法律となつたことは、世人の熟知する所であるが、新土地法は、如何なる打撃、影響を日本人に與へるであらうか。

新土地法は、日本人の既得權には何等影響がない。從來加州に於て土地を所有する者は、引續き之を所有し得る許りでなく、既設の日本人關係土地會社は、新土地法の下に於ても、土地購入

は勿論農業地の賃借も爲し得るさうである。然し、日本人は今や舊土地法の下に有つてゐた土地購入の方法を失つた許りでなく、農業經營の主たる手段であつた農業地賃借も爲し得ないことになつた。是は日本人に取つて重大なる打撃である云はねばならぬ——新土地法實施前に、借地契約を更新した人が少くないが、是等の人々は、今後長くて三年間事業繼續に差支がない——。或は、白人地主は、日本人農業者の技倆と長所とを十分に認識するから、今後所謂收穫分配契約の方法に依つて、日本人をして引續き農業を經營せしむるであらうと、樂觀する者もある。然し加州政府は既に新土地法を厲行する旨を聲明し、加州檢事總長ウエツプも收穫分配契約は新土地法違反であると公言したから、白人地主は如何に日本人に土地を耕作せしむるの有利であるかを知つてゐても、法律に違反し、重き制裁を蒙る危険を冒す者はあるまい。今後白人地主は、日本人を純然たる農業働勞者として使用するか、又は生産能率の低きを顧みず、日本人に代るべき借地經營者を求めるに相違ない。此の傾向は既に加州の一部に現はれたさうである。

今後米國生れの日本人にして、成年に達し市民權を確實に行使し得る者は、漸次増加することになる。此等日本人は、新土地法の拘束を受くることなく、土地を購入し、農業地の賃借を爲し得るから、之に依つて、日本人は活路を開くことが出來ると云ふ者が少くない。けれども、此等日本人の數は、現在の所僅かに數百人、十年後になつても、二千人(?)に過ぎぬ——もつとも、

二十年の後には數萬に達するであらう——。而かも、此等日本人の父兄は、今日の所では歸國せんとする者が少く、多くは米國に永住する決心を有つてゐるれども、今後排日派にして執拗なる運動を繼續すれば、或は失望の餘歸國することになり、之に伴ふて此等日本人も亦米國に永住土着せぬやも測り難い。加ふるに、此等日本人の多數が將來農業に従事することは頗る疑はしいから、在加州日本人農業の前途は決して樂觀を許さぬ。

最近加州に於て、或る日本人が收穫分配契約に關し試訴を提起したさうである。勝訴になつて、收穫分配契約は新土地法違反でないことになつたとしても、今後日本人は、一介の勞働者として農業に従事するに過ぎないことになり、新土地法實施の前後に於ける加州農業上に於ける日本人の地位に、大なる差異を生ずるやうになつた。借地人にも地主にもなるの望全く絶え、將來向上するの道なき加州農業界に於ける日本人の地位は、全く行詰りであると云はねばならぬ。新土地法に依る打撃は、全く一時的のものに過ぎないといふ觀察もあるけれども、是は確かに誤つてゐる。

(四)

日本人の米國本土への入國は、上述の如く殆んど禁止同様であるが、然らば之に關する米國の輿論は如何うであらう。私は先般在米中、此點に關し米國朝野有力者の意見を諮ふが爲め、多少

計畫する所があつたが、コルネリウス・ヴァンダービルトといふ米國人が同様の試みを爲し、其の結果を公にしたから、米國有力者の對日感情を知るの一材料として、之を讀者諸君に紹介する。ツ氏の質問に答へた二百八十六名の五割七分は排日賛成、三割二分は中立(明白な答を爲さぬ者)一割一分は排日反對であるが、之を細別すれば、

ニューイングランド諸州は、排日賛成二割七分、中立六割四分、排日反對九分、

北部諸州は、排日賛成五割一分、中立三割一分、排日反對一割八分、

南東諸州は、排日賛成五割四分、中立三割九分、排日反對七分

南西諸州は、排日賛成八割八分、中立八分、排日反對四分

西州諸州(加州を含む)は、排日賛成七割、中立一割八分、排日反對一割二分

布哇大學教授原田助博士が、昨年渡米の際、米國の代表的人士に發した質問に對する大多數者の答へは、排日感情は加州及び太平洋沿岸諸州に限られ、地方的のものに過ぬといふことに一致したさうであるけれども(原田博士米國加州排日問題調査報告に依る)、上掲ツ氏の報告に依れば、排日感情は西部に於て強く、東部に赴く程弱いけれども、已に米國一般に行渡つてゐる。昨年十一月の選挙の折、共和黨も民主黨も、其の政綱の一箇條として、亞細亞人——主として日本人排斥を掲げたのは、加州の投票を自黨に集めんとする黨略に出づるけれども、亦之に依つて排日感情の全米的となりつゝあるを見るに足るのである。

此の排日感情を一掃する爲め、日本人の入國禁止を斷行せねばならぬことは、多數者の一致する所である。然し其の方法に至つては、或は支那人同様米國國法を以てすべしとし、或は現在の如く我が政府に一任すべしとする者もあつて、必ずしも一致しない。

(五)

日本人の入國禁止は先づ米國の輿論と見るべきであらうが、既に入國居住する者に對して加ふる迫害に至つては、決して米國人大多數の贊同を得るものではない。加州及び其他の諸州が土地法を以て差別待遇を爲すのを、正義公道に反するものとし、其の救濟手段として、或は日本人に歸化を許して米國市民たるを得る外國人とし、外國人を米國市民たるを得る者と然らざる者とに區別して、其間に差別待遇を爲す土地法の適用を免れしめんと主張する者が少くない。或は又日本人に土地所有、借地等の權利を保障する條約を日米間に締結すべしと説く者がないでもないけれども、現在の所では、是は所謂出来ない相談である。加州始め西南部の諸州が、或は既存の土地法を改正して之を一層峻嚴のものとし、或は新に土地法を制定した許りであるのに、忽ち其の努力を無効ならしむべく、米國歸化法を改正し、又は條約を締結せんとするならば、此等諸州選出議員の猛烈なる反對運動を招いて、到底米國議會の同意を得る見込がない。今日排日の空氣の甚だ濃厚である時に、斯かる事を爲さんとしても、全く徒勞に歸するから、暫らく時節の到來するを待たねばならぬ。

私は、キユツク博士等の努力あるにも拘はらず、紳士協約を廢棄し、日本人が入國に關して歐州移民と平等なる待遇を受けることは、到底近き將來にあり得ないと諦めてゐる（然るに私が此の問題に執着し、曩にはヴェルサイユ會議、今は華府會議の議に上すべしと主張するのは、實は色々附隨の目的があるからである）。然し既に入國居住する者の待遇に至つては、一日も早く適當なる方法を講じて其の改善を圖りたい。之が爲めには、米國歸化法の改正可なり、上述の條約締結亦可なりであるが、孰れにしても、先づ米國に於ける排日の空氣を一掃するが肝腎である。

(六)

米國人の排日感情を一變するには、排日對抗の宣傳が急務であつて、此事は私が十年來説き來つた所であるが、今回渡米するに及び、益々痛切に其の必要を感ずるやうになつた。

在米中タント氏に會見した時、氏は日本人が米國を理解する程米國人は日本を理解せぬと云つたが、眞實其通りで、米國人の大多數者は全く我國に關する知識を有つてゐない。其の有識者すら日本及び日本人を充分に理解せぬから、フイーラン等の眞偽相半する排日宣傳も、大に米國人をして傾聽せしめるのである。正義公道に背反し、米國の獨立宣言の精神を蹂躪する加州土地法に對してすら、甚しき非難攻撃がないのである。今日の急務は、何よりも先づフイーラン等の排日派に對抗し、米國人に我國に關する正當なる理解を與ふべく、彼等を教育することにある。云ふ迄もなく、此事たる決して容易でない。排日を職業とする多數の米國人を相手として戦ふこと

は非常の難事であつて、中々成功を期し難いが、兎に角在米日本人の爲め、更に日米親善の爲め、吾々は最善を盡さねばならぬ。

此の目的を達する爲めには、米國少くとも加州に於て正しき輿論を喚起するが爲め、英文の刊行物の發刊が必要である。交換教換も無益でないやうである。更に又米國の新聞雜誌に、我國に有利なる記事を掲げしむることは困難であるとしても、少くとも不利なる記事を掲げしめぬ工夫があつて欲しい。職業的宣傳者もなければならぬ。一般日本人も個人々々、凡ゆる機會を捉へて、米國人に接近し、排日緩和の爲め努力せねばならぬ。然る所、今日英語に堪能なる者が極めて少く、言語の不自由は尠からず日米人間の意思疏通を妨げるやうであるが、現状を改むるには、今後米國に多數留學生を派遣することが一策であると考へる。

私は、中學卒業生中より、學力優秀なる者を選抜し、之を文部省留學生として、米國に派遣することにしたいと考へてゐるが、此の問題は暫く措き、私費留學生を今日以上に自由に渡米し得るやうにすることは、日米關係の將來の爲め極めて必要であると信ずる。タフト氏も此の必要を認め、現在よりも優秀なる留學生を多く出すことについて希望を述べたから、私は氏に對し、趣旨には大賛成であるが、我が外務省は、私費留學生が渡米後労働者となり、紳士協的違反の非難を生ずる虞あるを懸念して、現在容易に私費留學生の渡米を許さぬから、實行頗る困難であることを告げて置いた。然るところ、米國は目下臨時移民法に依り、歐洲移民の入國を大に制限するけ

れども、米國に留學せんとする外國學生に對しては、米國に入國を許す移民の數に關する制限を適用せず、對外關係上外國留學生を歡迎する有様であるから、我が政府が私費留學生として渡米する者の取締を從來よりも幾分寛大にすることに關し、米國政府の諒解を得ることは、必ずしも難事であるまい。私は我が政府が現在の如く過度の遠慮をなさず、日米親善の爲めに、渡米學生の増加を工夫せんことを希望する。

更に私の希望する所は、米國の或る程度以上の學校を卒業して内地に歸り、我が専門學校等に入學せんとする者の便宜の爲め、兩者の間に連絡を設けることにある。斯くして英語に堪能なる者に我が高等教育を受ける機會を與ふことは、米國生れの日本人にして、其の父兄の都合上歸國する者の個人的利益となる許りでなく、將來の日米關係の爲め、更に進んでは、今後日本人が世界的に活動する爲めにも有益であらう。

(七)

對米宣傳の必要に關しては恐く異議があるまいが、今日に至るまで殆んど具體化してゐない。然るに移民問題は益々惡化し、一般日米關係は年一年險惡となりつゝあるのである。此儘に進み行けば、日米關係の將來は實に思ひ遣られるが、日米戰爭を避けるには、國力不相應なる大海軍を設けるよりも、我國の對外政策を根本的に改めると同時に、毎年の海軍費の僅か千分の一位の金を對米宣傳の目的に使用する方が、遙に有效であらう。